



RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2011年 7月 第77号 By FP Compass

◇地震保険の確認継続中

今回の東日本大震災は、山形県にも大きな爪痕を残しました。

その理由として、当社にて地震保険に加入しているご契約者のほとんどが地震保険のお支払い対象となったからです。

福島県のご契約者の方で、1件だけ全損判定のお支払いとなりましたが、その他のご契約者の方は、ほとんど一部損害によるお支払いとなりました。

当社では、震災発生直後に、地震保険ご契約者様全てに、電話にて被災状況をお伺いいたしました。

その時は、全損の方を除いて全てのご契約者様が異常なし、問題なしとのご返事をいただきました。

しかし、その後別件で訪問した際にご自宅を拝見させていただいたところ、基礎部分や外壁の一部にクラック(ひび割れ)が入っており、保険会社の調査を依頼した方が良いと判断し、その後保険会社による調査を行ってもらったところ、一部損害認定を受けることになったのです。

一部損害では地震保険金額の5%をお支払いしますので、1千万円の地震保険の場合、地震保険金は50万円となります。

このまま電話や文書だけの確認で済ましてしまえば、ご契約者の方が早計に何ともないと判断される恐れがあると思い、当社では、ご契約の全件を、私を含めスタッフ全員による現場目視確認を行うことにしました。

現段階では全契約の確認は終わっていませんが、「こんな程度でも地震保険を支払ってくれるのか」と一様に驚かれ、また、感謝のお言葉をたくさんいただきました。

今回の震災後、地震保険の支払い算定方法等の勉強会を社内で何度か行いましたので、一般的な木造建築では、ある程度保険金支払い予測ができるようになりました。

また、必要に応じて、保険会社の調査人と同行してその方法を実際学ぶなど、貴重な経験をすることが出来ました。

私たち保険代理店として、お客様にお役に立てる事が出来き、スタッフ一同、この仕事の社会的意義と大切さを十分に感じる事が出来ました。

ちなみに、6月30日現在で60件の調査を行い、支払保険金額の総額は約4100万円(支払い予定を含む)にもなりました。

今後も全件調査に向けスタッフ一同がんばりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◇小学5年生に「過失」判決

校庭から蹴り出されたサッカーボールを避けようとして転倒した男性(死亡当時87歳)のバイク事故をめぐり、ボールを蹴った当時小学5年生の少年(現在19歳)に過失責任があるかが問われた訴訟の判決が大阪地裁でありました。

裁判長は「ボールが道路に出て事故が起こる危険性を予想出来た」として過失を認定し、男性の遺族ら5人へ計約1500万円を支払うように命じました。

判決によりますと、少年は2004年2月、愛媛県内の公立小学校の校庭でサッカーゴールに向けてフリーキックの練習中、蹴ったボールが門扉を越えて道路へ転がり出たところにバイクの男性がボールを避けようとして転び、足を骨折しました。

その後に認知症の症状が出るようになり、翌年7月に食べ物が誤って気管に入ることなどで起きる誤嚥性肺炎で死亡しました。

少年側は「ボールをゴールに向けて普通に蹴っただけで、違法性はない」と主張しましたが、27日付の判決は「蹴り方によっては道路に出ることを予測できた」と指摘しました。

「少年は未成年で法的な責任の認識はなく、両親に賠償責任がある」と判断しました。

そのうえでバイクの転倒と死亡との因果関係について「入院などで生活が一変した」と認定しました。

一方で、脳の持病の影響もあったとして、請求額の約5千万円に対し賠償額は約1500万円と算出しました。

因みに個人賠償責任保険で対応できます。

◇山形県庁講堂にてセミナー

6月17日に山形県庁講堂内で、県職員様向けに「ライフプランセミナー」の講演を行いました。

題目は「50代から考える保険・資産形成・住宅の基礎知識」で行いました。

参加者は当然のことながら50代の方々と、約90名の方が参加していただきました。

講演内容としては、ライフプランの重要性から始まり、退職後の人生が意外と長く、退職後の支出と収入の内訳を検証をした上で不足額への対策の話をしました。

収入の部では、共済年金と退職金、それらに関わる税金の話をしました。

資産運用では資産運用の必要性から始まり複利の効果、分散投資効果、長期投資の効果などを中心にリスクとリターンとの相関関係など基礎的な項目を説明しました。

支出の部では住宅ローンの繰り上げ返済や借り換えの話、そして最後には生命保険を中心とした保険の基本から必要保障額の考え方、保障見直しの効果、医療保険や高額療養費制度の話をしました。

所要時間は90分と短い時間でしたが結構盛りだくさんの内容で話ができたとおもいます。

講演終了後、個別相談の時間を取っていただきましたが、この時間も約30分と短いので、2名の方だけで、ざっくりした内容のご相談となりました。

本来ならば約90分ぐらいの時間をかけて相談に応じるのがよいと思いますが、その後にご相談を申し込まれていますので、その時はじっくりお話しを聞きたいとおもいます。

◇地震保険とはどのような保険か

元来、損害保険においては、保険種類、保険種目に関係なく地震は必ず約款上の免責項目として記されています(絶対免責)。

生命保険や医療保険においては原則的には免責と記されていますが、保険数理上または保険会社の経営上の問題が無ければお支払いするとも記されています。

阪神・淡路大震災の時もそうでしたが、今回の地震においても、各生命保険会社では、災害系の特約も含め即刻お支払いの方向性をマスコミなどを通じ発表していました。

損害保険において、地震が免責となる理由は、日本列島ではいくつもの海溝やトラフが連なり、4つのプレートの境目に近く、巨大な規模の海溝型地震が定期的に発生しやすい環境にあります。

巨大地震が発生すれば地震リスクを数多く引き受けている保険会社の財務基盤は著しく毀損しますので、保険会社単独では引受に対し消極的にならざるを得ません。

そのために企業活動や経済価値に対する保険のカバー率が世界中を見ても極端に低い状態となっています。

企業に対し地震リスク補償の仕組みを話すことすら出来ないのが現状となります。

今年2月に発生したニュージーランドのクライストチャーチの地震では、経済損害額の約半分の8000億円が保険でカバーされる見通しとなっています。

阪神・淡路大震災の経済的損失は1000億ドルに対し、保険カバー率は3%、新潟中越地震の損失300億ドルに対し保険カバ

ー率は2.7%と、いずれもごくわずかです。

東日本大震災では推定経済損害額16~25兆円に対して保険でカバーされるのは1割前後の見込みとされています。

再保険市場では、近年発生している世界の巨大災害のほとんどが風水害であり、地震リスクが占める割合が低いので、むしろ再保険会社ではリスク分散のため地震再保険の引受を歓迎している側面もあります。

補償の仕組みも、いわゆる地震保険や地震利益保険もありますが、「地震オプション」や「キャットボンド」といわれる、リスクファイナンスの手法もあります。

地震のマグニチュードや震度等、公的機関が発表する客観的数字をトリガー(発動要件)とし、あらかじめ設定しておいた規模の地震が発生すれば、保険や共済のように実損査定や見積の提出を待たずに、一定額が迅速に企業に支払われます。

ここまでは、企業向けの地震リスクファイナンスの話ですが、これからは個人向けの「地震保険」の話をいたします。

我が国では、新潟地震発生後、当時の大蔵大臣、田中角栄氏の肝いりで昭和41年に地震保険制度が創設されました。

地震保険の窓口は民間保険会社ですが、政府の再保険提供により、財務的基盤を構築していますので、政府管理の社会補償制度に近い側面を有しています。

現時点での準備金といわれる最大キャパシティーは5.5兆円であり、基本的にその範囲で運用されることになります。

それを超した場合、比例配分となります。

家庭用の地震保険は、火災保険のようないわゆる「物保険」ではなく、「費用保険」としての性格を持つものです。

以前にも記載させていただきましたが、地震保険に関する法律(地震保険法)では、この保険は「地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」とされており、家の建て替えや家財の再購入のための保険とは記していません。

地震によって、人々は家や家財を失いましたが、併せて家族を亡くし、失業し、今回の津波では多くの方が自動車も失いました。

法律によれば、このよう状態から少しでも早く脱し、生活を安定させるための当座の資金を賄うことこそが個人向け地震保険の本来の役割となります。

地震保険の保険金は、全損、半損、一部損の3区分と少ない区分構成で支払われることになっており、その損害査定方法もさくさくする簡便な方法にて行われて、保険金の支払いも迅速です。

一般的な火災保険のように損害額の見積が不要というのは驚きですが、これも被災者の生活安定に関わる被害度の区分け(ものさし)として理解することが出来ます。

地震保険は家と家財の被害に対しては、契約上の限度額設定の関係上、実質損害額に満たないこともあります。修繕の必要性が無くとも受け取れる場合もあります。

よって、この保険は家と家財の損害だけではなく、亡くなった家族を埋葬し、失業に伴う当面の生活資金を賄い、公共交通機関が無い地域において生活に必須の自動車の購入などに役立つこととなります。

まさに地震保険は、被災者に必要不可欠な費用を賄う保険として大切な保険であり、もっと普及させるべきと思います。

◇ 8月の休日のご案内

8月のお盆休日のご案内をします。

8月13日(土)～15日(月)

の3日間となります。

損害保険各社の「事故」発生時の連絡先

(すべて365日24時間対応しています)

あいおいニッセイ 0120-024-024

三井住友海上火災 0120-258-365

日本興亜損害保険 0120-258-110

セコム損害保険 0120-210-545

当社では留守番電話となり、8月16日(火)以降の対応とさせていただきます。

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 工藤 進
大西忠兵衛 阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 深瀬幸子 多田恵子
土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp